

第5期熊本県障がい者計画（中間見直し） 基本方針

現 計 画

※障害者基本法第11条第2項に基づき策定義務があり、本県における障がい者施策に関する基本的な計画として策定
 ※計画期間を平成27年度～平成32年度の6年間としており、平成29年度に中間見直しを実施

1 計画の基本的な考え方

I 目指す姿

障がいのある人もない人も、一人一人の人格と個性が尊重され、社会を構成する対等な一員として、安心して暮らすことのできる**共生社会の実現**

II 基本理念

- ◆障がいのある人もない人も「ともに生きる」社会
- ◆自らの選択・決定・参画の実現 ◆安心していきいきと生活できる環境づくり

III 重点化の視点

- 県民みんなで障がいのある人への差別をなくす取組
- 家族に対する支援
- 地域生活への移行支援・地域生活支援
- 障がい特性に配慮した支援

中間見直し

2 障がい者を取り巻く現状と課題

- 国の動向
- 障がい者の動向
- 第4期熊本県障がい者計画の成果と課題
- 障がい者のニーズ

追加記載

3 分野別施策

- I 地域生活支援
- II 保健・医療
- III 教育、文化芸術活動・スポーツ
- IV 雇用・就業、経済的自立の支援
- V 情報アクセシビリティ
- VI 安心・安全
- VII 生活環境
- VIII 差別の解消及び権利擁護の推進

追加記載

4 数値目標

- 数値目標35項目
 （計画期間2年目（平成28年度）時点の達成状況）
- ・達成率100%以上 8項目
 - ・〃100%未満80%以上 9項目
 - ・〃80%未満50%以上 13項目
 - ・〃50%未満 5項目

見直し

2 障がい者を取り巻く現状と課題（プラン策定後の動き）

平成28年熊本地震の発生

- 障がいのある人の避難支援に係る個別計画の策定及び見直し
- 避難所における障がいのある人に対する支援
- 被災者の心のケア
- 障がい者福祉施設等の復旧及び耐震化

相模原市の障害者支援施設における事件

- 障がいのある人を取り巻く様々な障壁
- 措置入院者の退院後支援
- 障害者福祉施設の安全対策に係る情報共有
- 障害者福祉施設の入所者の安全確保、職員の職場環境づくり

国の制度改正

- 障害者差別解消法の施行
- 自殺総合対策大綱改定 等

障がい当事者団体等の意見

- 精神障がいのある人も地域で安心して生活できるような支援 等

3 分野別施策（新たな課題に対応する施策の追加）

① 平成28年熊本地震等を踏まえた「安心・安全施策」の充実

- 避難行動要支援者避難支援計画（個別計画）の策定支援等
 - ・「避難所運営マニュアル」及び「福祉避難所運営マニュアル」の作成
 - ・障がい者の特性に応じた平時・災害時の取組指針の作成
- 災害時の避難所における支援体制の整備
 - ・避難所において、障がい特性に応じた情報の伝達、障がい者用トイレや必要な物資の確保
 - ・避難生活に困難が生じる障がい者に対応するため、指定避難所内に福祉避難スペースの確保
- 被災者の安心・安全の確保
 - ・熊本DCA Tや熊本DPATの技術の向上等を図るため、研修や訓練の実施
 - ・被災者の中長期にわたる心のケアに対応するため、訪問や電話等による相談、心の健康に関する普及啓発、被災者を支援する方への支援
- 熊本地震により被害を受けた障がい者福祉施設等の復旧

② 相模原事件等を踏まえた「差別の解消及び権利擁護」の推進

- 心のバリアフリーの推進
 - ・県民の、「心のバリアフリー」の理解促進と行動を起こすための支援
- ヘルプカードの普及
 - ・外見からはわかりにくい障がいのある人等への理解を広めるとともに、障がいのある人等の社会参加を支援するため、ヘルプカードの普及・啓発
 - 行政機関における合理的配慮の推進

③ 地域生活支援施策の充実

- 障がいのある人をはじめ誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる「くまもと暮らし安心システム」の実現
- 精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築
- 意思決定支援の取組の充実
- 発達障がいについての医療体制の整備
- 医療的ケア児及び重症心身障がい児（者）への支援

- 精神医療連携体制の構築
 - ・多様な精神疾患等ごとに医療機能を明確にし、患者本位の医療を提供するため、多様な精神疾患等ごとの医療機関の役割分担や相互の連携体制の整備を推進
- 自殺対策の推進
 - ・自殺者を更に減少させ、誰も自殺に追い込まれることのない社会を実現するため、相談体制の充実や相談窓口の周知
- 障がい児（者）の歯科疾患の予防及び口腔機能の維持向上
- 特別支援学校にコミュニティ・スクールを導入
- 福祉と農業の連携による就労支援
- 在宅障がい者の就労支援
- 失語症者向けの意思疎通支援者の養成
- 手話言語条例の制定に向けた検討
- 聴覚障がい者のために、遠隔手話通訳サービスを実施
- 住宅確保要配慮者への民間賃貸住宅登録制度の推進

4 数値目標（目標の見直し）

- 達成率が高い項目の見直しや、新しい施策に対応した新たな数値目標を設定（21項目）
- 中間見直し後の数値目標数：35項目→39項目
- 目標値を上方修正した数値目標：ハートフルパス制度の協力施設数、強度行動障がい支援者養成研修修了者数 等
- 追加した数値目標：自殺死亡率、発達障がいに対応できる医療体制が整備された圏域数 等